

「大野城市シェアサイクル導入実証実験事業」公募要領

1. 事業名

大野城市シェアサイクル導入実証実験事業（以下「実証実験」という。）

2. 目的

大野城市における回遊性（生活利便性）の向上や観光地へのアクセス強化を図るため、相互利用可能な複数のシェアサイクルシステムの本市への導入や運営について、利用実態の把握も兼ねた実証実験を実施する事業者を公募するもの。

3. 事業要件

(1) 事業期間

令和7年7月1日（協定締結後）から令和8年3月31日

(2) 実施エリア

本市の市街地全域を対象とし、利用実態を踏まえた区域の拡大調整等を行う

(3) 事業内容

- ① 必要な機器及び施設（自転車等（「ゼロカーボンシティ 大野城」の実現への寄与も期待できる電動キックボードなどの自転車以外のモビリティも含む）、サイクルポート等）の設置、維持管理
- ② 事業の運営（貸出システムの構築・運用、利用者の募集・登録、料金徴収、自転車の回収・再配置・整備・バッテリー交換等）
- ③ サイクルポート用地の検討、提案、交渉
- ④ サイクルポート周辺の違法駐輪対策の実施
- ⑤ 事業周知・広報、利用促進策の実行
- ⑥ 利用実績データ等の収集、整理、分析及び大野城市への報告

(4) 補助対象経費・補助率・上限額

補助対象経費	・ 貸出用自転車の購入経費及びその他事業実施にあたり必要となる機材購入経費 ・ 事業実施に必要な施設整備にかかる工事費 ・ 事業の広告宣伝にかかる経費 ・ シェアサイクルシステムの導入・構築にかかる経費 ・ 事業の実施に係る事務費（企画、調整、分析、問い合わせ対応等） ・ その他市長が必要と認める経費
補助率	10分の10以内
補助上限額	3,000千円(消費税及び地方消費税を含む)

以下の経費については、補助対象外とする。

- ① 対象事業に直接関係のない経費
- ② 交付決定前に発生した経費
- ③ 対象事業を行う者における経常的な経費運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金仲介手数料、光熱水費、通信料等
- ④ 実施主体の会食費、弁当代等の飲食費
- ⑤ 対象事業における資金調達に必要なとなった利子等

(5) 事業実施方針

項目	内容
サイクルポートの設置	事業者は、市が無償で使用を許可する市有地に民地も加えた 50 箇所以上のサイクルポートを活用し、利便性と事業の収益性を兼ね備えた面的な都市交通に供されるシェアサイクルシステムとして機能する配置計画を作成し、実証実験を実施する。
自転車等の仕様および台数等	利便性を確保するため、坂道でも無理なく登れる電動アシスト機能等が付いたものとし、サイクルポート 1 箇所につき 2 台以上配置する。また、各サイクルポートの自転車等が溢れないシステム等により管理が可能なものとする。
運営時間	貸出・返却は原則として 24 時間可能なものとし、通年事業を実施する。ただし、サイクルポートの用地の施設管理者等との協議により貸出・返却時間に制限を設ける必要がある場合はこの限りではない。
ヘルメット着用の推奨	道路交通法の改正を受け、事業者はヘルメットの持参・着用を呼びかける等、利用者にヘルメットをかぶらせるよう努める。
保険の加入	利用者のケガや損害賠償事故（対物・対人）の補償のため、十分な損害保険及び損害賠償責任保険に加入することとする（TSマーク付帯保険のみは不可とする。）。
交通法規の遵守	事業者は利用者に対して、交通法規の遵守を徹底させる方策をとる。
放置駐輪対策等	事業者はサイクルポートに本事業と関係のない自転車が駐輪されないよう対策するとともに、駐輪された場合には早急に対応する。また、美しい景観を保つため、サイクルポート内の自転車の整頓及び定期的な美化清掃を行う。
自転車の放置対応	事業者は本事業で使用する自転車がサイクルポート以外に放置された場合、速やかに回収する等、適切な管理を行う。
GPS等を活用した利用実態データの提供・分析	事業者はシェアサイクルの利用情報、移動経路情報、位置情報等を精密に収集し、定期的に本市に報告する。 提供するデータの内容については、本市と協議のうえ決定する。 提供されたデータは、本市の施策立案や分析のために活用、公開することがある。

4. 応募資格及び提案内容・資料

(1) 応募資格

本提案に参加が可能な事業者は、以下の要件を全て満たす事業者とする。

- ① 法人格を有する団体であること。
- ② 大野城市競争入札参加資格等に関する規程（平成7年規程第1号）第3条各号のいずれにも該当しないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑤ 市町村税の滞納が無いこと。
- ⑥ 消費税及び地方消費税の滞納が無いこと。
- ⑦ 当該業務に必要と認められる資格及び実績（2年以上）を有していること。

(2) 提案内容

提案書には、以下の項目と内容について記載することとする。

- ① 事業実施方針
 - ・本市の実情を踏まえた具体的な事業実施方針、スケジュール、全体事業費
 - ・公募開始時点における、事業者の同種同規模以上の実績（過去2年分）や今後の事業展開方針等
- ② 提供されるサービス
 - ・導入する自転車等の仕様
 - ・本市で想定されるポートの配置計画及び仕様と、自転車等の配置台数
 - ・利用者へのサービス提供時間、登録から利用、決済等の具体的な方法
 - ・想定される利用料金及びその算定根拠等
 - ・利便性向上に資する取組や、その他提案可能なサービス等
- ③ 運営体制
 - ・本事業に係る人員配置、委託先等を含めた運営にかかわる体制
 - ・自転車等の不適切な利用に対する対応や稼働率等に応じた再配置、ポートの管理方法、苦情対応に関する方法等
 - ・事故時等の保険対応、ヘルメット着用等交通安全啓発に関する活動方針
- ④ 利用データの集計及び提供
 - ・事業実施期間中に取得及び提供可能な利用者の実態が把握可能なデータ

(3) 提出資料

- ① 企画競争参加申込書（様式第1号）
- ② 確約書（様式第8号）
- ③ 提案書（（2）提案内容を記載した任意様式を7部）
- ④ 商業登記簿謄本（複写でも可）
- ⑤ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、2年分）
- ⑥ 市町村税の滞納が無いことの証明書（過去3か月以内に発行されたもの）
- ⑦ 消費税及び地方消費税の滞納が無いことの証明書（過去3か月以内に発行されたもの）
- ⑧ 自転車等が道路交通法等関係法令に適合した車両であることを証明する資料

5. 審査手続き

(1) 応募にあたっての質問及び回答

- ・質問事項がある場合、令和7年4月18日（金）までに、（別紙）質問票を下記のアドレス宛に電子メールにて提出。

【提出先】sokou@city.onojo.fukuoka.jp

- ・回答は、本事業に直接関係する質問に対してのみ行うものとし、令和7年4月23日（水）までに本市ホームページで公表する。ただし、質問者名は明示しない。

(2) 提出期限・方法

- ・令和7年4月30日（水）17時までに、提出資料を持参すること。
- ・なお、応募事業者につき提案は一つとし、締切以降の提出は受付けない。
- 【提出先】大野城市プロモーション推進課にぎわいづくり担当

(3) 審査

応募のあった申請書類について、本市にて次項「(4)審査の観点」に基づいて審査を行い、実証実験を行う事業者として本市と協定を締結する優先交渉権者を特定。

(4) 審査の観点

評価項目	配点	内容
実現性	40	事業計画及び積算の内容は妥当か。
		運営体制は適切か。
		事業期間内に実現可能なスケジュールとなっているか。
		同種事業の取り組み実績はあるか。
継続性・収益性	40	ビジネスモデルが構築できているか。
		事業を継続できる収益基盤があるか。
		翌年度以降の事業計画は妥当か。
データ活用	20	利用実態データを取得する手法が確保されているか。
		データを活用した取組に関する提案があるか。

- ① 応募された提案書類について、上記表の評価項目に基づき審査を行い、各項目の合計が最も高い者を優先交渉権者とする。
- ② 得点の合計が最も高い者であっても、評価点の総得点の平均が6割以上でなければ優先交渉権者に特定しないものとする。なお、応募が1者のみの場合についても同様の基準を満たさなければ優先交渉権者に特定しないものとする。
- ③ 合計得点と同点となった場合は、「実現性」の得点が高い者、その得点も同点であった場合は、「継続性・収益性」、「データ活用」の順に得点の高い者を優先交渉権者として特定する。

(5) 結果通知

特定した事業者に対して通知するとともに、本市ホームページで公表する。

6. スケジュール

令和7年4月14日(月)	公募開始
令和7年4月18日(金)	質問締切
令和7年4月23日(水)	質問に対する回答
令和7年4月30日(水)	応募書類の提出期限
令和7年5月上旬	審査
令和7年5月下旬	結果通知